

前橋市公衆浴場法施行条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(一般公衆浴場の措置基準)</p> <p>第3条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項に規定する入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準(以下「措置基準」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 管理に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>ア～イ 省略</p> <p>ウ 原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水又は浴槽の水の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上がり用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。)及び上がり用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、市規則で定める基準を目標に水質を管理すること。</p> <p>エ～テ 省略</p>	<p>(一般公衆浴場の措置基準)</p> <p>第3条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項に規定する入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準(以下「措置基準」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 管理に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>ア～イ 省略</p> <p>ウ <u>水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道又は前橋市小水道条例(平成20年前橋市条例第42号)第2条第1号に規定する小水道から供給される水をいう。)</u>以外の水を使用した原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水又は浴槽の水の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上がり用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。)及び上がり用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、市規則で定める基準を目標に水質を管理すること。</p> <p>エ～テ 省略</p>